

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた気運醸成及び
こども・若者等の意見聴取等業務委託に関する募集要領

1 目的

本事業は、「こどもまんなか熊本」(※)の実現に向けて、こどもや子育て世代を社会全体で支えるこども・子育てにやさしい社会づくりを目指し、その気運の醸成を図ることを目的として事業を実施するものであり、本事業の実施を通じて、「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組みを強力に推進していくものである。

また、こども・若者(小学生～大学生)、子育て世代、保育・教育の現場で働く者等の当事者・関係者(以下、こども・若者等という)の意見聴取を対面等にて実施し、本県の様々な施策や令和7年度中に策定する令和8年度「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編)に意見を反映させることを目的としている。

※「こどもまんなか熊本」は、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託名

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた気運醸成及びこども・若者等の意見聴取等業務

(2) 業務委託の内容

別紙1仕様書のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

3 委託料限度額

10,009千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額は提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定します。

4 企画案の選定方法等

公募型プロポーザル方式により適切な事業者を選定して委託します。

(1) 参加希望者の要件

参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 熊本県内に事業所等を有すること。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ③ 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止などの措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ④ 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加資格に登録をしていること。

※入札参加資格には有効期限があります。期限切れにご注意ください。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本企画コンペに参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、（2）②の提出期間までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）5月13日（火）17時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

電子申請及び郵送（上記アの期日までに必着）

- ⑤ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む）の統制下でないこと。

（2）参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

参加を希望される方は、参加表明書及び参加資格確認申請書（別紙様式2）、法人等に関する調書（別紙様式3）を1部提出してください。

- ① 提出方法：提出書類をPDFにして電子メールにて送付
- ② 提出期限：令和7年（2025年）5月21日（水）12時まで
- ③ 提出先：7のE-mailアドレス

（3）企画書等の提出

企画提案書提出に係る鑑文（別紙様式4）に次の関係書類を添え、7に掲げる提出先に電子メールにて提出してください。持参は受け付けません。

- ① 提出書類

ア 企画提案書提出に係る鑑文（別紙様式４）

イ 企画提案書

- ・様式は自由とします。ただし、内容は別紙審査基準表の審査項目が審査できるものとしますので、パワーポイント等で企画内容の説明ができるものとします。
- ・サイズはＡ４版とします。

ウ 各業務の作業工程等をまとめた進行予定表

エ 類似イベントの実績

オ 事業見積書

- ・事業毎の予算上限内で積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。

カ 「事業者の取組に関する申出書」 １部

※「受託者選定基準」の加算項目に該当する場合、必要な書類を添付すること

（注）提出書類はア～カのみとし、その他の参考資料等は添付できません。

② 提出部数

上記①ア～カを１つのPDFに統合し、７のE-mailアドレスに送付すること。

③ 提出期限

令和７年（２０２５年）５月２３日（金）１７時

④ 提出に当たっての注意事項

- ・企画書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とします。
- ・提出された企画書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ・虚偽の記載をした企画書等の書類は無効とします。
- ・提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は熊本県に帰属するものとします。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部について委託ができることとします。その場合は、事前に当課に協議をし、承諾を得てから実施をしてください。
- ・精算手続きを行う必要性、精算の範囲・方法

当該事業は、令和７年度地域少子化対策重点推進交付金（別添交付要綱を参照）を活用した事業であり、事業経費が当該交付金の対象経費となっていることの確認を要するため、精算を行う必要があります。

精算の範囲は、委託業務全体が対象であり、実績報告書等提出時に収支精算書を提出させ、検査をもって精算を実施します。

- ・企画案の選定に際しては、それぞれの案について点数制による審査を行い、

最も高得点を得た提案を行った事業者の案を採用し、同者から見積書を徴収して熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき、予定価格内の範囲で単独随意契約により業務を行います。

(4) 企画提案の審査に関する事項

① 審査方法

別途設置する審査会において、企画提案書の内容を別紙の審査基準表により総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を委託先候補者として決定します。

② 審査会

日時：令和7年（2025年）5月28日（水）時間は後日指定

場所：熊本県防災会議センター314会議室

※審査会は1事業者あたりプレゼンテーション時間30分以内及び質疑応答10分程度、合計40分程度を予定。

③ 審査結果の通知

書面により、提案者全員に通知します。

④ その他

- ・審査会に参加できない場合は、棄権とみなします。
- ・審査会で使用する資料は4（3）①で提出された資料のみとします。審査会当日の追加資料等は認めません。
- ・審査会当日はプロジェクターによりプレゼンテーションをしてください。

5 その他

(1) 県と委託先候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、双方の合意の上、最終的な仕様書（契約仕様書）を作成したうえで委託契約を締結します。なお、必要な契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがあります。

(2) 契約の相手方は、県が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要します。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還します。

(3) (2)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除します。

- ① 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
- ② 契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実

に履行したと証する書類を提出したとき。

- ③ 契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる場合であって、当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の違約金を支払う旨の定めをしたとき。

- (4) 本実施要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、質問票（別紙様式1）に記入の上、7に掲げる問い合わせ先までメールにより、令和7年（2025年）5月14日（水）17時までに送付してください。

回答については、令和7年（2025年）5月19日（月）までに、県庁ホームページに掲載する予定です。

6 スケジュール（予定）

公募開始	令和7年（2025年）5月1日（木）
入札参加資格審査申請受付	令和7年（2025年）5月13日（火）17時
質問受付〆切	令和7年（2025年）5月14日（水）17時
＊質問に対する回答は、5月19日（月）までにHPに掲載予定	
参加表明書提出〆切	令和7年（2025年）5月21日（水）12時
企画提案書提出〆切	令和7年（2025年）5月23日（金）17時
審査会	令和7年（2025年）5月28日（水）

7 問い合わせ・提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館4階
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課 子育て支援企画班
担当：西松
電話：096-333-2225
E-mail：sy-yokaboss@pref.kumamoto.lg.jp